

横芝光町ふれあい坂田池公園野球場広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、横芝光町広告掲載に関する要綱（平成27年横芝光町告示第2号。以下「要綱」という。）第4条の規定により、ふれあい坂田池公園野球場（以下「野球場」という。）へ広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告掲載の位置は、横芝光町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する位置とする。

(広告の規格)

第3条 広告の1枠当たりの規格は、次に定めるところによる。

- (1) 縦 1メートル
- (2) 横 10メートル
- (3) 色 1色（白色に限る。）
- (4) 材料等 塗料でラバーフェンスに直接塗装するものとし、塗料はラインペイントT X Fを使用すること。ただし、次のことは禁止事項とする。
  - ア 蛍光・発光又は反射を伴う塗料を使用すること。
  - イ 文字等の背景を塗装すること。
  - ウ その他競技及び観覧に支障を来すおそれがあると認められること。
- (5) 内容 広告主の名称や商品・ブランド名、ロゴ等

(掲載期間及び区画数)

第4条 広告を掲載することができる期間は、1箇月を単位とし広告の施工期間を含め広告掲載を開始する日の属する月から、掲載を希望する年度の末日までとする。

2 広告掲載区画数は、6区画とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、町内に住所又は事業所を有する企業等については1区画当たり月額2,000円と、町内に住所又は事業所を有しない企業等については1区画当たり月額4,000円とする。月の途中からの掲載は、日割計算をしない。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、町広報紙及び町公式ホームページにおいて行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、ふれあい坂田池公園野球場広告掲載申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申し込むものとする。

- (1) 会社案内、パンフレット等(事業内容が分かるもの)
- (2) 掲載する広告の見本
- (3) 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許証の写し
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第8条 教育委員会は、前条に規定する申込書類の提出を受けたときは、要綱第3条の規定により審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、ふれあい坂田池公園野球場広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 教育委員会は、申込区画数が第4条第2項に規定する掲載区画数を超えるとき又は同一区画に複数の申込みがあるときは、次に定める順により広告掲載の優先順位を決定するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 町内に住所又は事業所を有する企業等

(3) 町内に住所又は事業所を有しない企業等

4 教育委員会は、前項の規定によっても申込区画数が第4条第2項の掲載区画数を超えるとき又は同一区画に複数の申込みがあるときは、抽選により優先順位を決定するものとする。

5 申込者は、前2項の規定により希望した区画が確保できなかった場合は、空いている区画に希望を振り替えることができる。

（広告掲載料の納付）

第9条 前条により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、教育委員会の指定する期日までに第5条に規定する広告掲載料を納付しなければならない。

（広告の作成）

第10条 広告は、教育委員会が指定する方法により広告掲載者が作成し、教育委員会が指定する期日までに掲載するものとする。

（広告掲載者の届出義務）

第11条 広告掲載者は、次に該当する場合は、ふれあい坂田池公園野球場

広告申込内容変更届（別記第3号様式）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を変更するとき。

（広告掲載決定の取消し）

第12条 教育委員会は、要綱第6条の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、ふれあい坂田池公園野球場広告掲載取消通知書（別記第4号様式）により、当該広告掲載者に通知するものとする。

（広告の削除等）

第13条 広告掲載者は、広告掲載期間満了時又は前条の規定により広告掲載決定の取消しを受けた場合は、速やかに広告掲載区画の原状回復を行わなければならない。

- 2 広告掲載者が前項の規定による原状回復を行わないときは、教育委員会において原状回復を行うことができる。
- 3 前項の原状回復に要した費用は、広告掲載者の負担とする。

（広告掲載期間の満了及び更新）

第14条 広告掲載の継続を希望する場合は、1年間（4月1日から3月31日まで）の範囲で更新を可能とし、毎年更新を可能とする。

- (1) 更新を希望する広告掲載者

ア 掲載期間が満了する1箇月前までに教育委員会へふれあい坂田池公園野球場広告掲載申込書（別記第1号様式）を提出すること。

イ 教育委員会は、掲載の可否をふれあい坂田池公園野球場広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により広告掲載者へ通知するものと

する。

- (2) 更新を希望しない広告掲載者は、掲載期間が満了する1箇月前までに原状回復の工程について教育委員会と協議を行うものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告掲載料の返還については、次のとおりとする。

- (1) 原則として、広告掲載料は返還しない。ただし、本町又は教育委員会の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。
- (2) 返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額とし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(免責事項)

第16条 広告掲載者は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載の停止による広告掲載料金の返還、損害の補償等を本町及び教育委員会に請求しないこととする。

- (1) 野球場の点検又は改修による停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、日本国内における戦争等の有事に起因する事故等による停止

2 本町及び教育委員会は、広告が掲載できなかったことにより広告掲載者に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。